

6.15 景観

6.15.1 調査

(1) 調査概要

1) 文献等資料調査

文献等資料調査の概要は表 6.15.1-1 に示すとおりである。

表 6.15.1-1 景観に係る文献等資料調査の概要

資料名	発行者
宮古島観光ガイドブック	宮古島市、平成 18 年
完全保存版・沖縄ビーチ大全	洋泉社、平成 17 年
沖縄の港湾	沖縄県、平成 30 年
伊良部大橋橋梁整備事業パンフレット	沖縄県、平成 29 年
宮古島市が誇る宝（文化財）の散策マップ	宮古島市、平成 19 年
第 3 回自然環境保全基礎調査・自然環境情報図（沖縄県）	環境庁、平成元年
改訂版 沖縄の野鳥	沖縄野鳥研究会、平成 22 年
きらめく生命 宮古島諸島の野鳥	砂川栄喜、平成 13 年
沖縄県地質鉱物緊急実態調査報告書	沖縄県、平成 12 年
日本のサンゴ礁	環境省、平成 16 年

2) 現地調査

① 調査方法

景観に係る調査方法は表 6.15.1-2 に示すとおりである。

景観の状況を把握するため、現地調査を実施した。

表 6.15.1-2 景観に係る調査方法

調査項目		調査方法
景観	眺望景観の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 調査地域内を踏査し、人文的要素(歩道、人口密集地、展望地点等)から、利用性、眺望性、歴史・文化性等の観点から主要な眺望点を抽出した。・ 調査地域内を踏査し、基礎的要素(特徴的地形、海岸線等)と生物的要素(緑、生き物等)から、審美性、固有性、親近性、歴史・文化性、視認性等の観点に照らして景観資源を抽出した。・ 主要な眺望点からの対象事業実施区域に対する視認性を確認した上で、写真撮影を行った。・ 主要な眺望点の利用状況の把握を行った。
	囲繞景観の状況	<ul style="list-style-type: none">・ 身近な景観資源の状況として、いくつかの景観区ごとの代表的な眺望点において写真撮影を行った。・ ヒアリングにより利用状況の把握を行った。

② 調査時期

景観に係る調査時期は表 6.15.1-3 に示すとおりである。

写真撮影は、季節変化を把握するため春季、冬季に実施した。

利用状況は、利用者の多い観光シーズンの夏季に実施した。

表 6.15.1-3 景観に係る調査時期

調査項目		調査時期
眺望景観の状況 囲繞景観の状況	写真撮影	春季：平成 29 年 4 月 27 日、28 日、5 月 9 日、10 日 冬季：平成 30 年 2 月 10 日、12 日、14 日
	利用状況 調査	夏季：平成 29 年 7 月 30 日、31 日

③ 調査地域

景観に係る調査地域は図 6.15.1-1 に示すとおりである。

眺望景観の状況は、眺望景観の特性を踏まえて、眺望景観に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域として、対象事業実施区域を視認できる範囲とした。

囲繞景観の状況は、囲繞景観の特性を踏まえて、囲繞景観に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地域として、対象事業実施区域近傍に設定した景観資源や眺望点・視点場の直接改変域や景観資源を構成する要素に変化を生じる可能性のある範囲とした。

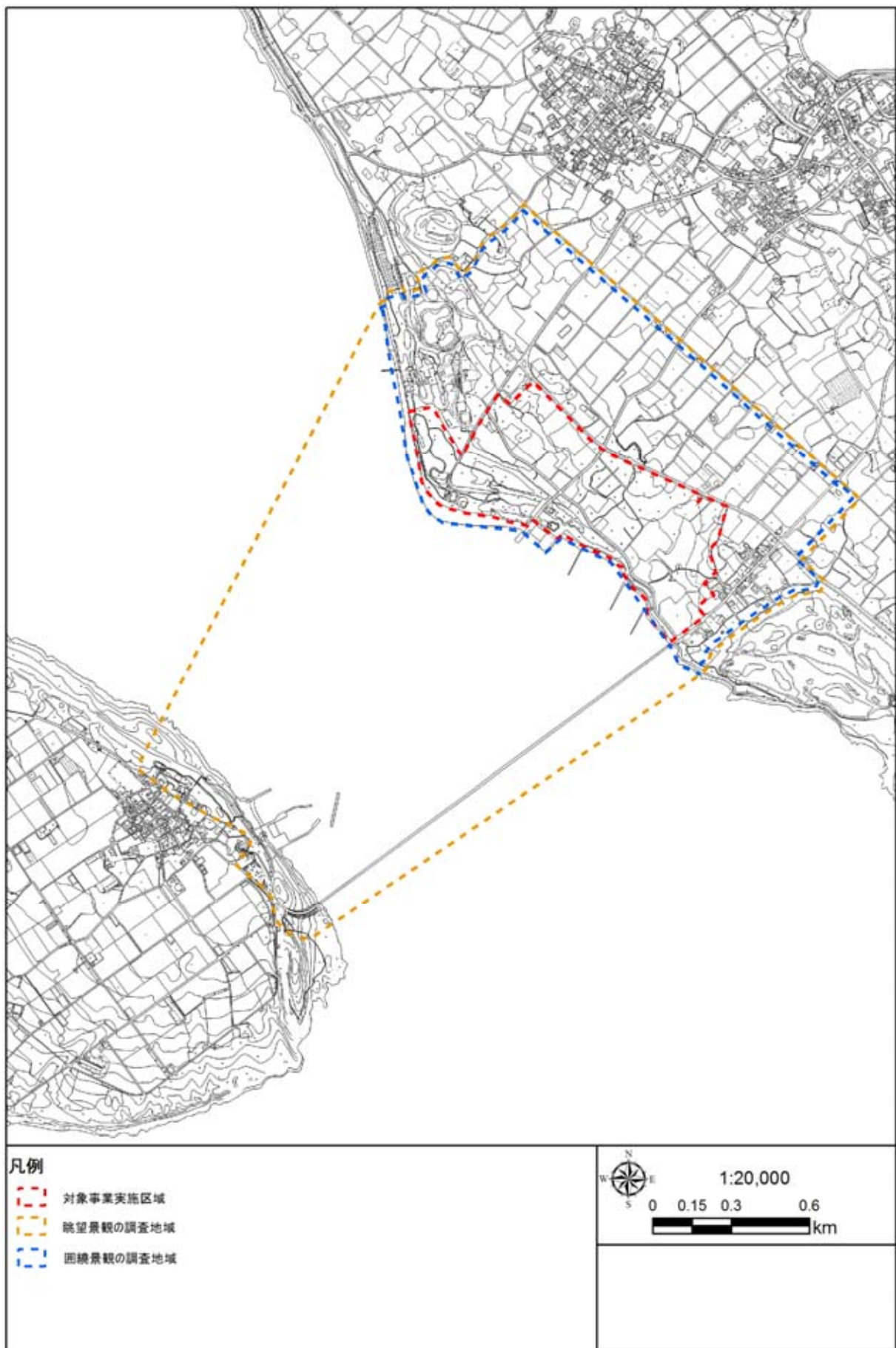


図 6.15.1-1 景観に係る調査地域

(2) 調査結果

1) 文献等資料調査

文献等資料調査については、「第3章 3.2.6 景観」に示すとおりである。

2) 現地調査

① 眺望景観

ア) 主要な眺望点の状況

眺望景観の調査地域は、景観に係る環境影響を受ける可能性がある範囲とした。主要な眺望点として6地点を抽出した。抽出された主要な眺望点は、表 6.15.1-4 及び図 6.15.1-3 に示すとおりである。

調査地域一体は、宮古島の南西海岸に面した平坦な地域であり、対象事業実施区域内の標高は平均 5m 程度で、周辺もほぼ同様な状況であるため、近傍に明確な眺望点はみられない(図 6.15.1-2 参照)。宮古島の中央部付近に位置する野原岳(標高 109m)からも、周囲の緩やかなアップダウンの地形に阻まれて遠望することができない。対象事業実施区域から海を隔てた対岸に来間島があり、展望台などから対象事業実施区域が一望できることから、遠景域の眺望点として抽出した(図 6.15.1-2 参照)。

また、対象事業実施区域及びその周辺の幹線道路沿いに、沿道景観を中心とした近景域及び中景域の主要箇所を抽出して選定した。

表 6.15.1-4 抽出された主要な眺望点

地点		地点名	対象事業 実施区域 までの距離
a) 近景域	a)-1	海岸線 (市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近)	0m
b) 中景域	b)-1	県道保良上地線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差部付近)	560m
	b)-2	市道来間線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差部付近)	570m
c) 遠景域	c)-1	来間島 竜宮城展望台	1,560m
	c)-2	来間島 来間東農村公園展望台	1,700m
	c)-3	来間島 来間港	1,350m

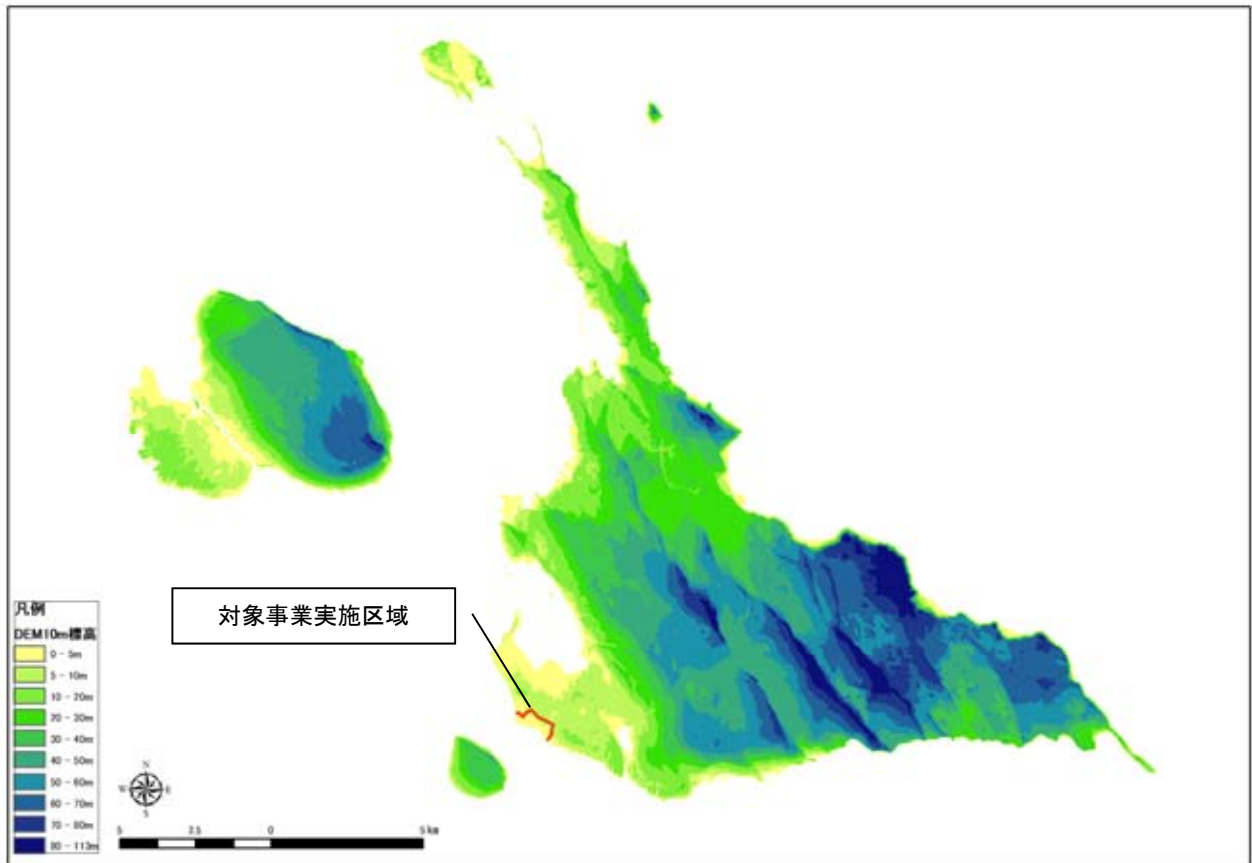


図 6.15.1-2 基盤地図情報(数値標高モデル)10m メッシュ(標高)(国土地理院)のデータ



図 6.15.1-3 主要な眺望点

イ)主要な眺望景観の状況

図 6.15.1-3 に示した主要な眺望点からの対象事業実施区域方向への眺望を把握した結果を以下に示す。

a-1) 海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）

海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）からの眺望を図 6.15.1-4 に示す。

市道皆愛学道線は、来間大橋、来間島へと通じる道路であるため、観光客の利用が多い道路である。この道路から対象事業実施区域の海岸線が一望できる。手前側はサンゴ礁海岸が連続し、その奥に砂浜が続いている。また、海岸線に沿って保安林に指定された樹林が連続している。



図 6.15.1-4 海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）からの眺望

b-1) 県道保良上地線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）

県道保良上地線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)からの眺望を図 6.15.1-5 に示す。

空港や平良市街地と、南海岸のリゾート施設群や東平安名崎を結ぶ県道保良上地線は、観光道路という位置づけがなされ、観光客の利用が多い道路である。片側に歩道が整備され、フクギやハイビスカスが植栽されている。写真正面が対象事業実施区域にあたるが、サトウキビ畑が広く分布するため、見通しは良くない。



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

図 6.15.1-5 県道保良上地線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)からの眺望

b-2) 市道来間線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）

市道来間線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)からの眺望を図 6.15.1-6 に示す。

市道来間線は対象事業実施区域を通り前浜港に至るアクセス道路であり、片側に歩道が整備されフクギの植栽が行われている。写真正面が対象事業実施区域にあたる。サトウキビ畑が広く分布する。



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

図 6.15.1-6 市道来間線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)からの眺望

c-1) 来間島 竜宮城展望台

竜宮城展望台からの眺望を図 6.15.1-7 に示す。

来間島北側の断崖上に整備された展望台で、標高約 60m の場所にある。前面にコバルトブルーの海と前浜ビーチが見通せる場所として、観光客の立ち寄りも多い場所である。同所からは対象事業実施区域の全体が一望できる。



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

図 6.15.1-7 竜宮城展望台からの眺望

c-2) 来間島 来間東農村公園展望台

来間東農村公園展望台からの眺望を図 6.15.1-8 に示す。

来間大橋を渡って来間島に入っすぐの、道路沿いから見える場所にある展望台である。竜宮展望台と比べると、標高が約 40m と低いが、対象事業実施区域の全体が一望できる。展望台として整備されているが、竜宮展望台と比べると利用者は少ない。



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

図 6.15.1-8 来間東農村公園展望台からの眺望

c-3) 来間島 来間港

来間港からの眺望を図 6.15.1-9 に示す。

来間港は前浜港と同様、プレジャーボートなどが係留される海洋レジャーの拠点となっている場所である。対象事業実施区域を一望できるが、視点の高さが海面に近いレベルとなり前面の砂浜とその背後の保安林の樹林地までしか展望できない。



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

図 6.15.1-9 来間港からの眺望

ウ)景観資源の状況

海岸林前面(海側)の海浜部は、日本でも有数の美しいビーチとして知られる砂浜であり、その前面の青い海とともに、対象事業実施区域及びその周辺の最大の景観資源となっている。白砂のビーチには砂丘植生を中心とした植物群落があり、一部には珊瑚礁海岸もみられ、変化に富んだ海岸景観を形成していることから景観資源として抽出した。

景観資源の分布状況を図 6.15.1-10 に示す。



図 6.15.1-10 景観資源

エ)主要な眺望景観の価値の把握

主要な眺望景観について、普遍価値(自然性、眺望性、利用性)及び固有価値(固有性、郷土性、親近性)に区分し、その価値を把握した。

価値の把握については、表 6.15.1-5 に示す。

表 6.15.1-5 主要な眺望景観の価値の状況

主要な眺望景観	価値軸	認識項目	有する価値
海岸線 (市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近) 	普遍価値	自然性	◎: 人工物が占める割合が小さい。眺望を遮る建物等がなく広い視野を確保できる。
		利用性	○: 来間大橋のたもとであり、観光客等が眺望する。
	固有価値	固有性	◎: 海岸林を含む海浜部を一望できる。
		親近性	○: 観光客からは眺望景観の場としての利用がみられる。
県道保良上地線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差点付近) 	普遍価値	自然性	△: 人工物として、電柱、電線がみられる。
		利用性	○: 前浜ビーチへのアクセスルートであり、観光客等が眺望する。
	固有価値	固有性	○: サトウキビ畑を一望できる。
		親近性	○: 日常的な環境である。
市道来間線沿道 (市道宮野原カネッサ線交差点付近) 	普遍価値	自然性	○: 人工物が占める割合が小さい。眺望を遮る建物等がなく広い視野を確保できる。
		利用性	○: 前浜ビーチへのアクセスルートであり、観光客等が眺望する。
	固有価値	固有性	○: サトウキビ畑を一望できる。
		親近性	○: 日常的な環境である。
来間島 竜宮城展望台 	普遍価値	自然性	人工物が占める割合がほとんどない。眺望を遮る建物等がなく広い視野を確保できる。
		利用性	観光客等の多くの利用者が眺望する。
	固有価値	固有性	前浜ビーチを一望できる。
		親近性	展望台として整備されており、眺望景観の場として親しまれている。
来間島 来間東農村公園展望台 	普遍価値	自然性	人工物が占める割合が小さい。眺望を遮る建物等がなく広い視野を確保できる。
		利用性	観光客等の利用者が眺望する。
	固有価値	固有性	前浜ビーチを一望できる。
		親近性	展望台として整備されており、眺望景観の場として親しまれている。
来間島 来間港 	普遍価値	自然性	人工物が占める割合がほとんどない。眺望を遮る建物等がなく広い視野を確保できる。
		利用性	港が散策、釣り、ダイビング等に利用されている。
	固有価値	固有性	前浜ビーチを一望できる。
		親近性	日常的な環境である。

※1 普遍価値: 誰もが普遍的に共有しているような価値軸。自然性(植生自然度、緑被率、水際線の形態等)、利用性(利用者数、利用のしやすさ等)

※2 固有価値: 特定の地域や主体に固有な価値軸。固有性(他にはない独特の要素の存在)、親近性(地域の人々に親しまれている要素の存在)

※3 有する価値について、◎: 高い、○: 中程度、△: 低い

② 围绕景观

ア) 景观区的区分

ア) 地形の状況

基盤地図情報(数値標高モデル)10m メッシュ(標高)(国土地理院)のデータに基づき、地理情報システムを用いて標高区分図、傾斜区分図を作成した(図 6.15.1-11 参照)。対象事業実施区域及びその周辺は、宮古島の南西部に位置し、台地・段丘の下位面にあたる平坦地であり、標高平均5m程度であり、標高差はほとんどみられない。

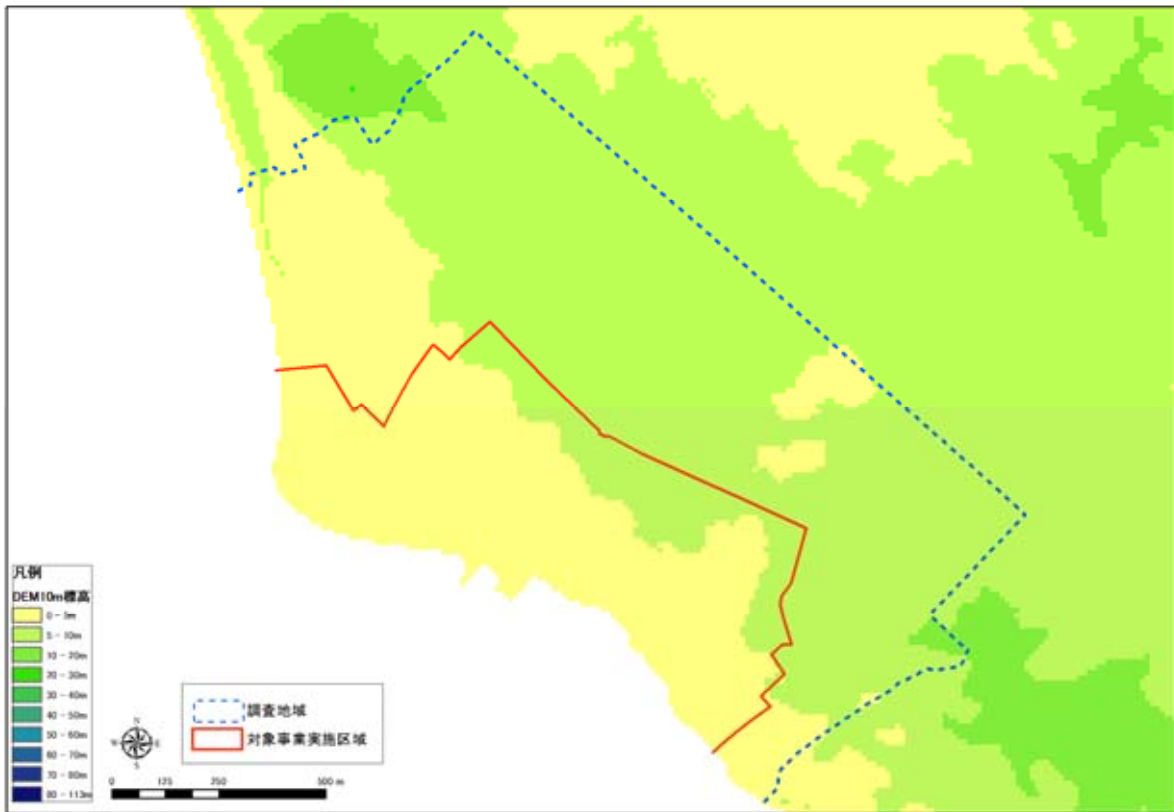


図 6.15.1-11 標高区分図:基盤地図情報(数値標高モデル)10m メッシュ(標高)
(国土地理院)のデータ

ブ) 植生の状況

植生調査結果に基づき、対象事業実施区域内の環境を区分した結果は図 6.15.1-12 に示すとおりである。植生等からは、海浜及び海浜草地、樹林地、耕作地及び草地、施設用地、観光施設に区分された。

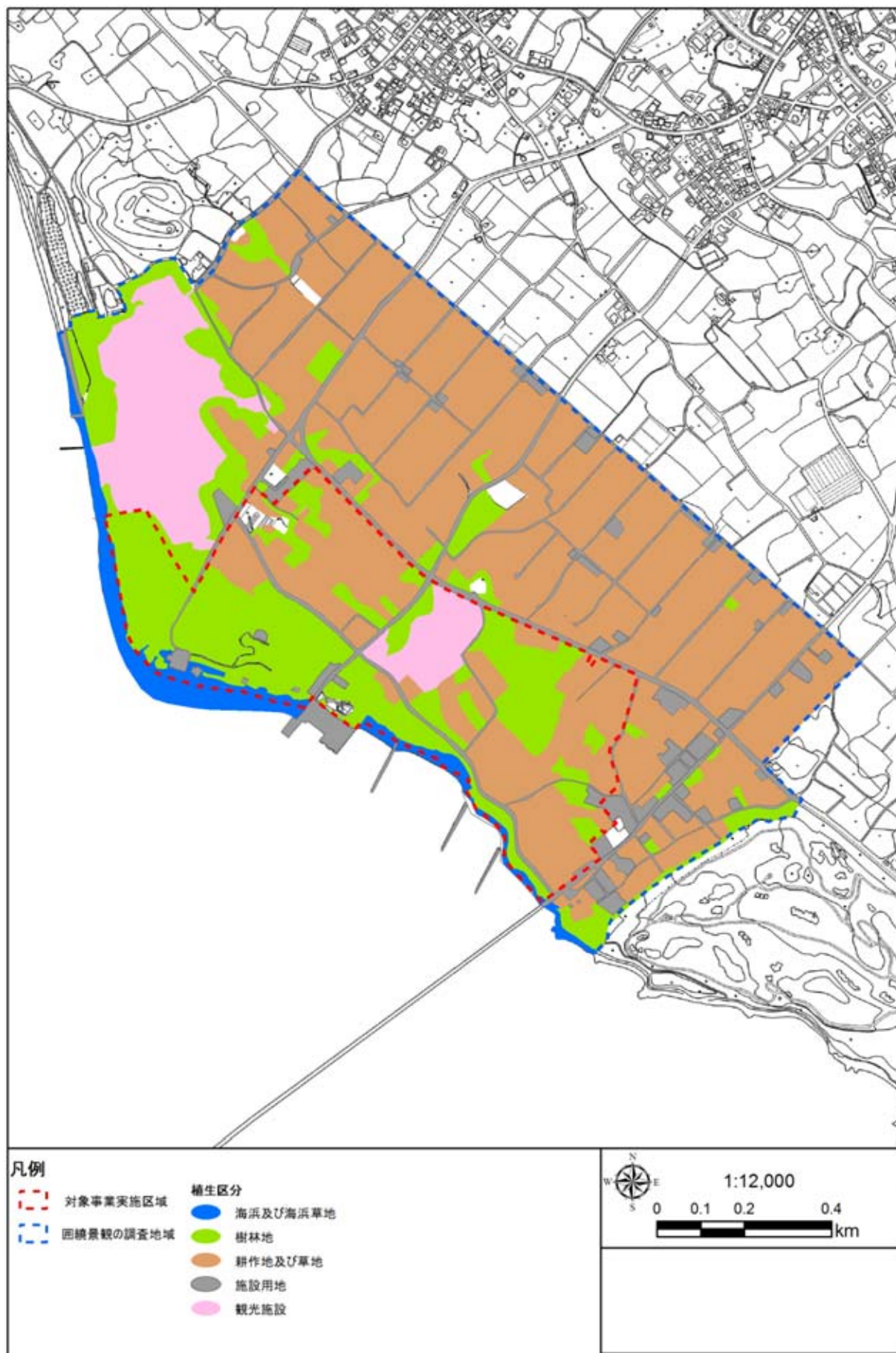


図 6.15.1-12 景観区(植生区分等)の分布

c) 景観区の設定

景観区については、地形に大きな変化はみられないため、その区分は植生区分等の結果を採用した。

景観区ごとの場の状況は表 6.15.1-6 に示すとおりである。また、景観区の写真撮影位置は図 6.15.1-13、景観区の写真は図 6.15.1-14～図 6.15.1-20 に示すとおりである。

表 6.15.1-6 景観区ごとの場の状況

景観区	景観区の状況
海浜及び海浜草地 (No.1、No.2、No.3、No.4、No.5)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹林地前面(海側)の海浜部は、日本でも有数の美しいビーチとして知られる砂浜であり、その前面の青い海とともに、対象事業実施区域及びその周辺の最大の景観資源となっている。 ・ 白砂のビーチには砂丘植生を中心とした植物群落、一部には珊瑚礁海岸もみられ、変化に富んだ海岸景観を形成している。 ・ 植物群落としては、砂丘植生群(グンバイヒルガオ群落、ツキイゲ群落、ハテルマカズラ群落)、岩礁植生群(イソマツ群落、ミルスベリヒユ群落)がみられる。
樹林地 (No.1、No.5、No.6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸の背後に帯状に連続して分布しており、対象事業実施区域及びその周辺でもっとも目立つ景観資源である。 ・ 保安林に指定されており、人為的な植栽によって形成・維持されてきた場所である。 ・ 木本類の群落として、アダン群落、オオハマボウ群落、ガジュマル群落、クサトベラ群落、ハスノハギリ群落、モクマオウ植林等がみられる。
耕作地及び草地 (No.7、No.8、No.9、No.10、No.11)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象事業実施区域及びその周辺の耕作地は、サトウキビ畑がほとんどであるが、そのほか野菜畑、タバコ畑、牧草地がみられる。 ・ 休耕地等にはメヒシバ群落、ヒメオニササガヤ群落、ハイアワユキセンダングサ群落等の草地がみられる。
施設用地 (No.1、No.2、No.12、No.13)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設として、港湾施設の前浜港、海浜レクリエーションの拠点となっている「ウインディまいばま」があり、これに付帯する駐車場等の構造物や市道など舗装道路を施設用地として区分した。 ・ 前浜港は、船揚場、駐車場などで構成され、プレジャーボートなどが係留される海洋レジャーの拠点となっている場所である。対岸の来間島や来間大橋を望む格好の眺望点ともなっている。 ・ ウインディまいばまは、トイレやシャワー、駐車場などが整備され、観光利用も多い場所である。
観光施設 (No.14、No.15)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施設としては、「宮古島熱帯果樹園まいぱり」、「東急ホテル&リゾート」を区分した。 ・ 特に、「まいぱり」は近年整備された民間の観光農園で、公園的に整備された自然との触れ合いの場でもあり、良好な景観資源となっている。

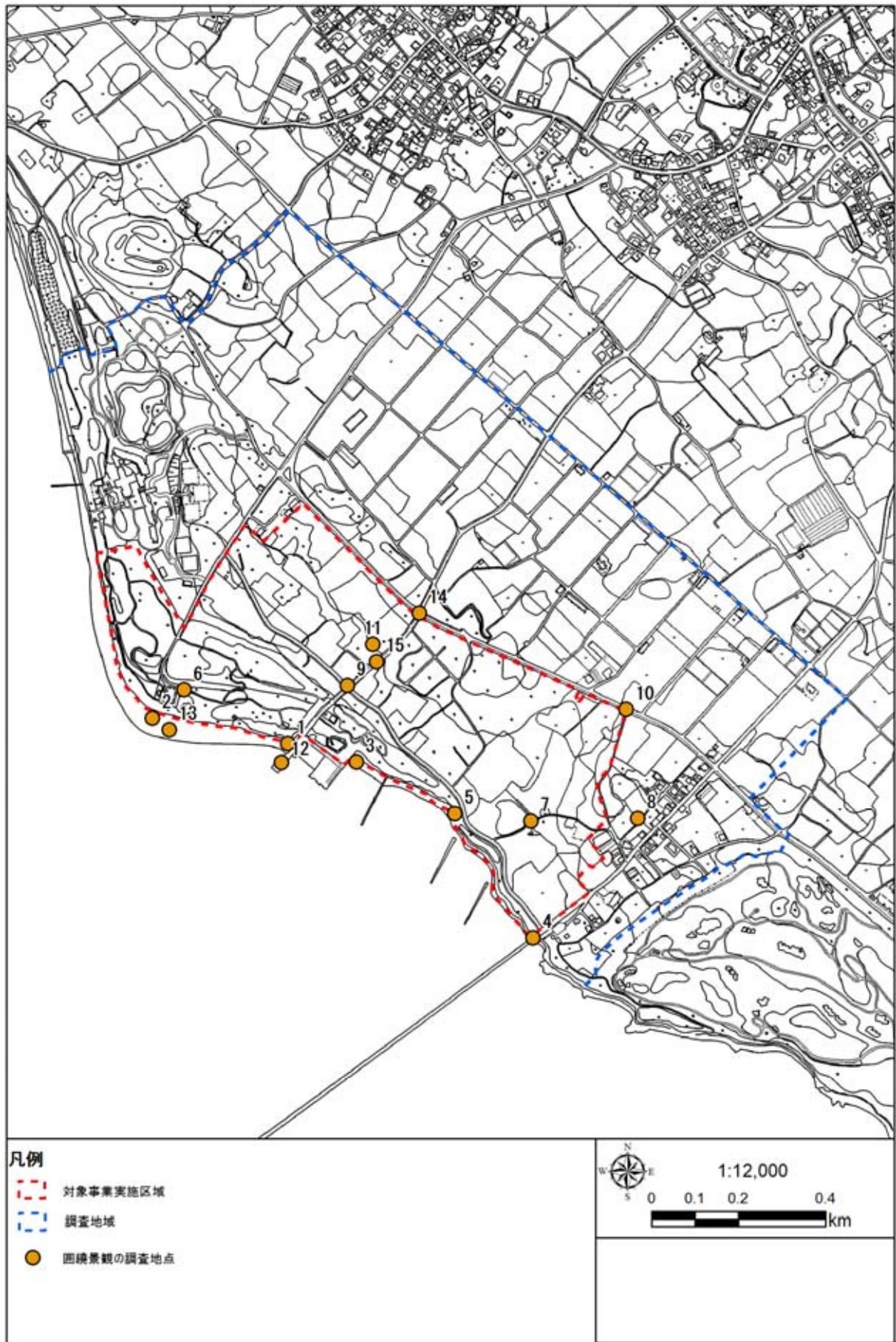


図 6.15.1-13 圍繞景観の調査地点



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

海浜及び海浜草地 (No.1)



(撮影日：平成 29 年 5 月 9 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

海浜及び海浜草地 (No.2)



(撮影日：平成 29 年 5 月 9 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

海浜及び海浜草地 (No.2)

図 6.15.1-14 景観区の状態(1)



図 6.15.1-15 景観区の状況(2)



図 6.15.1-16 景観区の状況(3)

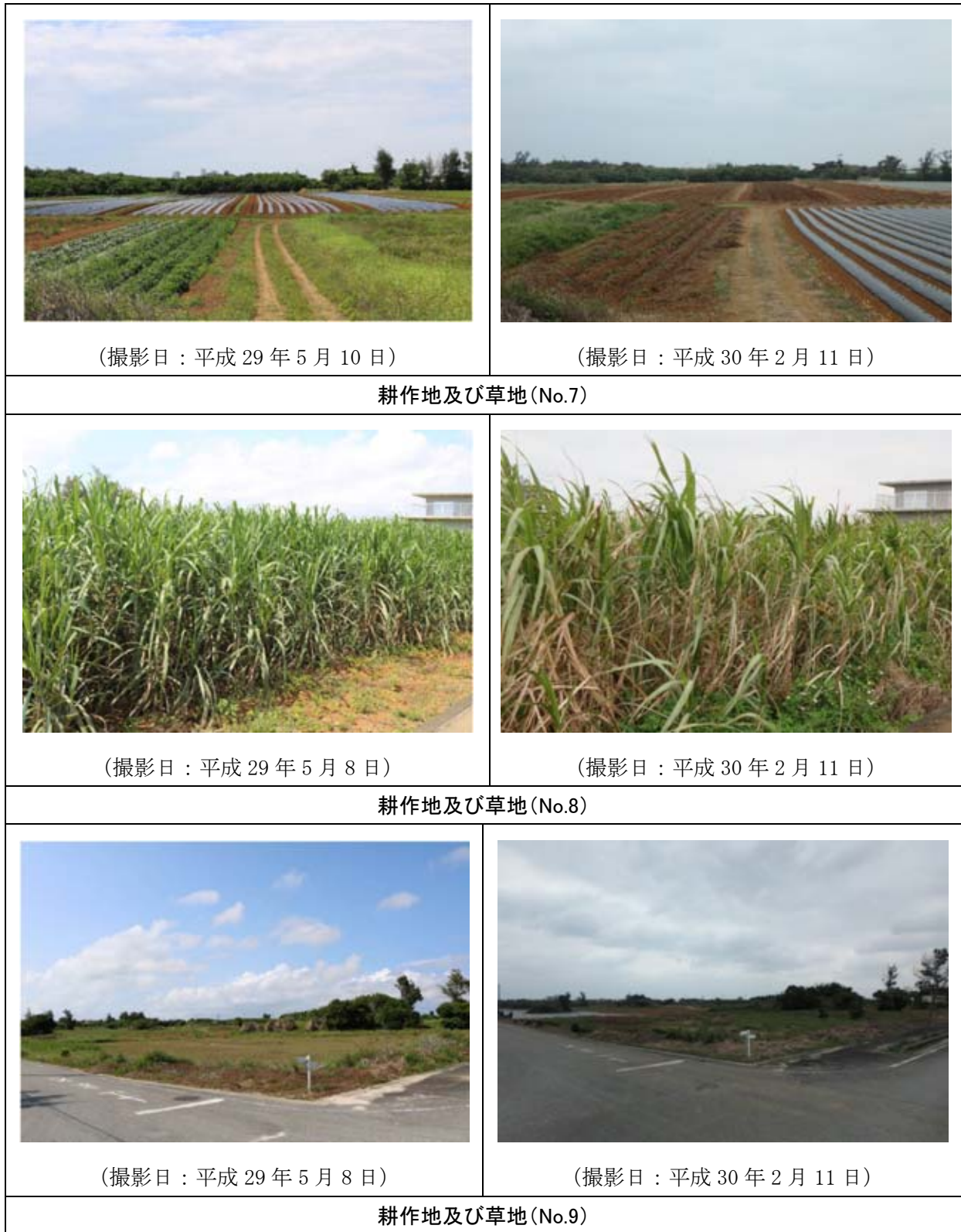


図 6.15.1-17 景観区の状況(4)



図 6.15.1-18 景観区の状況(5)



(撮影日：平成 29 年 5 月 9 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 10 日)

施設用地(前浜港)(No.1)



(撮影日：平成 29 年 4 月 27 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

施設用地(ウインディまいばま)(No.13)



(撮影日：平成 29 年 5 月 9 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

施設用地(ウインディまいばま)(No.2)

図 6.15.1-19 景観区の状況(6)



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

観光施設(まいぱり)(No.14)



(撮影日：平成 29 年 4 月 28 日)



(撮影日：平成 30 年 2 月 11 日)

観光施設(まいぱり)(No.15)

図 6.15.1-20 景観区の状況(7)

イ)景観区の利用状況

景観区ごとの利用状況は表 6.15.1-7 示すとおりである。

海浜は、美しいビーチがあることから観光客による利用が多くみられる。このほか、施設用地、観光施設(まいばり)でも、観光客による利用がみられる。樹林地の利用者はみられなかった。耕作地及び草地は、耕作者による日常の利用がみられる。

また、景観区のうち利用者の多くみられた「海浜及び海浜草地(前浜ビーチ)」及び「施設用地(前浜港)」においてヒアリング調査を行った結果を表 6.15.1-8 に示す。

表 6.15.1-7 景観区の利用状況

景観区	利用状況
海浜及び海浜草地	<ul style="list-style-type: none"> ・海浜の砂浜は、日本でも有数の美しいビーチとして知られ、来訪者へのヒアリング結果では、多くは観光で、海水浴やマリンスポーツとしての利用を目的として訪れていた。 ・来訪者のほとんどは沖縄県外からの観光客であった。 ・また、来訪者の多くはビーチの感想で満足していると回答し、「海がすごくきれい」、「海が美しい」、「砂浜がきれい」といった感想が聞かれた。 ・利用者は、前浜港より北側の砂浜を利用しており、前浜港より南側の砂浜及び珊瑚礁海岸の利用者はほとんどみられなかった。
樹林地	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸の背後に帯状に連続して分布し、保安林に指定されている。 ・樹林内に遊歩道が整備されているが、利用者はみられなかった。
耕作地及び草地	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地は、サトウキビ畑、野菜畑、タバコ畑、牧草地がみられ、耕作者により利用されている。
施設用地	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウインディまいばま」は、トイレやシャワー、駐車場などが整備され、ビーチ利用者による利用がみられる。 ・前浜港は、海浜や海を見渡せることから、休憩・散歩による利用が多くみられた。
観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設のうち、「まいばり」は近年整備された民間の観光農園で、公園的に整備された自然との触れ合いの場でもあり、良好な景観資源となっている。 ・「宮古島熱帯果樹園まいばり」へのヒアリング記録による利用状況では、「月に 1,000 人程度の利用があり、最近の観光客数の増加もあって、今年は 15,000 弱程度の利用を見込んでいる。」、「利用が多いのは 5 月の連休と夏休みである。」

表 6.15.1-8 ヒアリング結果

ヒアリング項目		ヒアリング結果(人)	
		海浜及び 海浜草地 (前浜ビーチ)	施設用地 (前浜港)
旅行の目的	①観光	35	9
	②野外レクリエーション・スポーツ	5	10
	③仕事	0	0
	④その他	0	1
旅行の最終目的地	①前浜ビーチ	12	15
	②その他	28	5
前浜に来た目的	①海水浴	29	8
	②マリンスポーツ	5	3
	③観光	0	6
	④釣り	0	2
	⑤休憩・散歩	6	0
	⑥その他	0	1
交通手段	①自家用車	0	5
	②タクシー	0	0
	③貸しきりバス	0	0
	④バイク	0	0
	⑤自転車	0	1
	⑥徒歩	0	0
	⑦その他(レンタカー)	40	14
誰と来たか	①単独	0	1
	②家族	21	12
	③友人等	19	7
	④その他(団体ツアー等)	0	0
前浜への訪問回数	①はい(初めて)	29	12
	②いいえ(過去に訪れたことがある)	11	8
どこから来たか	①宮古島市	0	6
	②県外	39	14
前浜を利用した感想	①満足している	36	7
	②まあ満足している	2	9
	③どちらともいえない	2	4
	④やや不満である	0	0
	⑤不満である	0	0

ウ)景観区の価値認識

景観区ごとの価値認識は表 6.15.1-9 に示すとおりである。

表 6.15.1-9 各景観区の価値認識

景観区	普遍価値 ^{※1}			固有価値 ^{※2}	
	自然性	視認性	利用性	固有性	親近性
海浜及び 海浜草地	◎ 自然に作られた 砂浜、植生であり 自然度は高い	◎ 視認性はよい	◎ 利用者数は多い	◎ 美しいビーチ、特 徴的な砂丘地形 など固有な景観 である	◎ 美しいビーチは 地域の人々に親 しまれている
樹林地	○ 二次林、植栽地 を含むが自然に 維持されている 環境である。	◎ 視認性はよい	△ 利用者は少ない	△ 宮古島では他で もみられる環境で ある	△ あまり利用されて いない
耕作地及び 草地	△ 人為的に管理さ れた環境である。	◎ 視認性はよい	△ 利用者は耕作従 事者	△ 宮古島では他で もみられる環境で ある	○ 日常的な環境で ある
施設用地	△ 人為的に管理さ れた環境である。	◎ 視認性はよい	◎ 利用者数は多い	△ 宮古島では他で もみられる環境で ある	△ 観光客による利 用
観光施設	△ 人為的に管理さ れた環境である。	◎ 視認性はよい	◎ 利用者数は多い	○ 他にはない環境 である	△ 観光客による利 用

※1 普遍価値: 誰もが普遍的に共有しているような価値軸。自然性(植生自然度、緑被率、水際線の形態等)、視認性(見られやすさ等)、利用性(利用者数、利用のしやすさ等)

※2 固有価値: 特定の地域や主体に固有な価値軸。固有性(他にはない独特の要素の存在)、親近性(地域の人々に親しまれている要素の存在)

※3 有する価値について、◎: 高い、○: 中程度、△: 低い

6.15.2 予測

施設等の存在及び供用に伴う、景観への影響要因とその内容については、表 6.15.2-1 に示すものが考えられる。影響の予測については、これらの影響要因について定量的及び定性的に予測した。

表 6.15.2-1 影響要因と内容

項目	影響要因	内容
施設等の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> 敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在 	敷地の存在及び建造物の存在による景観の変化

(1) 施設等の存在及び供用

1) 予測概要

施設等の存在及び供用に伴う、景観に係る予測の概要を表 6.15.2-2 に示す。

表 6.15.2-2 景観に係る予測の概要(施設等の存在及び供用)

項目	内容
予測項目	眺望景観 圍繞景観
影響要因	敷地の存在（土地の改変） 建造物の存在
予測方法	<p>1) 眺望景観</p> <p>① 主要な眺望点及び視点場の改変の程度 主要な眺望点の分布状況と、対象事業の実施に伴う改変区域等との重ね合わせにより、敷地及び建造物の存在に伴う影響の程度を定量的に把握した。</p> <p>② 観資源の改変の程度 景観資源の分布状況と対象事業の実施に伴う改変区域等との重ね合わせにより、敷地の存在及び建造物の存在に伴う影響の程度を定量的に把握した。</p> <p>③ 主要な眺望景観の変化の程度 フォトモンタージュ法により現況における景観との変化の程度を定性的に予測した。</p> <p>2) 圍繞景観</p> <p>① 場の改変の程度 景観区の区分と事業による改変区域を重ね合わせ、圍繞景観の状態が変化する景観区を抽出した上で、直接改変による改変面積等から、景観区の場、利用、眺めの状態の変化を示すことにより予測した。</p> <p>② 圍繞景観の価値の変化の程度 場の改変の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目し、価値の構成要素の変化について整理し、予測した。</p>
予測地域	<p>1) 眺望景観の状況 眺望景観の特性を踏まえて、主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる地域とした。</p> <p>2) 圍繞景観の状況 圍繞景観の特性を踏まえて、対象事業実施区域近傍に設定した景観区に係る環境影響を受ける恐れがあると認められる地域とした。</p>
予測対象時期	施設等の供用が定常状態であり、景観に係る環境影響を的確に把握できる時期として、敷地の存在、建造物の存在に伴う影響が最大となる時期とする。

(2) 予測結果

1) 眺望景観

① 主要な眺望点及び視点場の改変の程度

主要な眺望点の分布状況と、対象事業の実施に伴う改変区域等との重ね合わせにより、敷地及び構造物の存在に伴う影響の程度を把握した結果を図 6.15.2-1 に示す。

いずれの眺望点も直接改変の影響はないと予測される。

表 6.15.2-3 主要な眺望点

地点	地点名	対象事業 実施区域 までの 距離
a) 近景域	a)-1 海岸線（市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近）	0m
b) 中景域	b)-1 県道保良上地線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）	560m
	b)-2 市道来間線沿道（市道宮野原カネッサ線交差部付近）	570m
c) 遠景域	c)-1 来間島 竜宮城展望台	1,560m
	c)-2 来間島 来間東農村公園展望台	1,700m
	c)-3 来間島 来間港	1,350m



図 6.15.2-1 主要な眺望点と変更区域との重ね合わせ結果

②景観資源の改変の程度

景観資源の分布状況と、対象事業実施区域との重ね合わせにより、敷地及び構造物の存在に伴う影響の程度を把握した結果を図 6.15.2-2 に示す。

海岸林前面(海側)の海浜部は、日本でも有数の美しいビーチとして知られる砂浜であり、その前面の青い海とともに、対象事業実施区域及びその周辺の最大の景観資源となっている。主要な景観資源である海浜(砂丘、砂浜、礫海岸)については、対象事業実施区域に位置しているが、ほとんど改変されないことから、直接改変による影響はないと予測される。



図 6.15.2-2 景観資源と変更区域との重ね合わせ結果

③主要な眺望景観の変化の程度

a-1) 海岸線(市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近)

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-3 に示す。

海岸沿いに建築物(ビーチハウス、マリンハウス)が出現するが、スカイラインを分断することはない。周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。海岸線の奥に建築物(避難タワー)の一部が出現するが、スカイラインを分断することはない。周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。



図 6.15.2-3 主要な眺望点からの眺望状況の変化

海岸線(市道皆愛学道線の来間大橋北詰付近)(上段:現況画面、下段:予測画面)

b-1) 県道保良上地線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-4 に示す。

正面が対象事業実施区域にあたるが、サトウキビ畑が広く分布するため遮蔽され、構造物は見えないことから眺望景観はほとんど変化しない。



図 6.15.2-4 主要な眺望点からの眺望状況の変化

県道保良上地線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)(上段:現況画面、下段:予測画面)

b-2) 市道来間線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-5 に示す。

右手に建築物(ビジターセンター)が出現するが、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。



図 6.15.2-5 主要な眺望点からの眺望状況の変化

市道来間線沿道(市道宮野原カネッサ線交差部付近)(上段:現況画面、下段:予測画面)

c-1) 来間島 竜宮城展望台

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-6 に示す。

海岸沿いに建築物(ビーチハウス、マリンハウス)が出現するが、スカイラインを分断することはなく、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。また、海岸線の奥に建築物(避難タワー)の一部が出現するが、スカイラインを分断することなく周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。



図 6.15.2-6 主要な眺望点からの眺望状況の変化
来間島 竜宮城展望台(上段:現況画面、下段:予測画面)

c-2) 来間島 来間東農村公園展望台

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-7 に示す。

海岸沿いに建築物(ビーチハウス、マリンハウス)が出現するが、スカイラインを分断することはなく、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。また、海岸林の奥に建築物(避難タワー)の一部が出現するが、スカイラインを分断することなく、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。



図 6.15.2-7 主要な眺望点からの眺望状況の変化
来間東農村公園展望台(上段:現況画面、下段:予測画面)

c-3) 来間島 来間港

主要な眺望点からの眺望状況の変化を図 6.15.2-8 に示す。

海岸沿いに建築物(ビーチハウス、マリンハウス)が出現するが、スカイラインを分断することはなく、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。また、海岸林の奥に建築物(ビジターセンター、避難タワー)の一部が出現するが、スカイラインを分断することなく、周辺の樹林にまぎれて大きな印象の変化は生じない。



図 6.15.2-8 主要な眺望点からの眺望状況の変化
来間島 来間港(上段:現況画面、下段:予測画面)

2) 围绕景观

① 场的改变的程度

景观区的区分と事業による改变区域を重ね合わせた結果を表 6.15.2-4 及び図 6.15.2-9 に示す。

景观区のうち、「樹林地」の一部と、「耕作地及び草地」の一部が改变される。しかし、改变区域内の「樹林地」は育ての森として活用される予定である。また、周辺には海辺の森の「樹林地」が保全されることから景观区への影响は小さいと予測される。また、「耕作地及び草地」については、周辺に同様の景观区が広く維持されることから影响は小さいと予測される。

表 6.15.2-4 景观区の改变の状況

景观区	面積 (ha)	改变面積 (ha)	改变率
海浜及び海浜草地	6.23	0.14	2.3%
樹林地	35.46	9.75	27.5%
耕作地及び草地	87.88	19.36	22.0%
観光施設	15.73	3.21	20.4%
構造物	20.58	2.79	13.6%
その他	2.03	0.52	25.4%

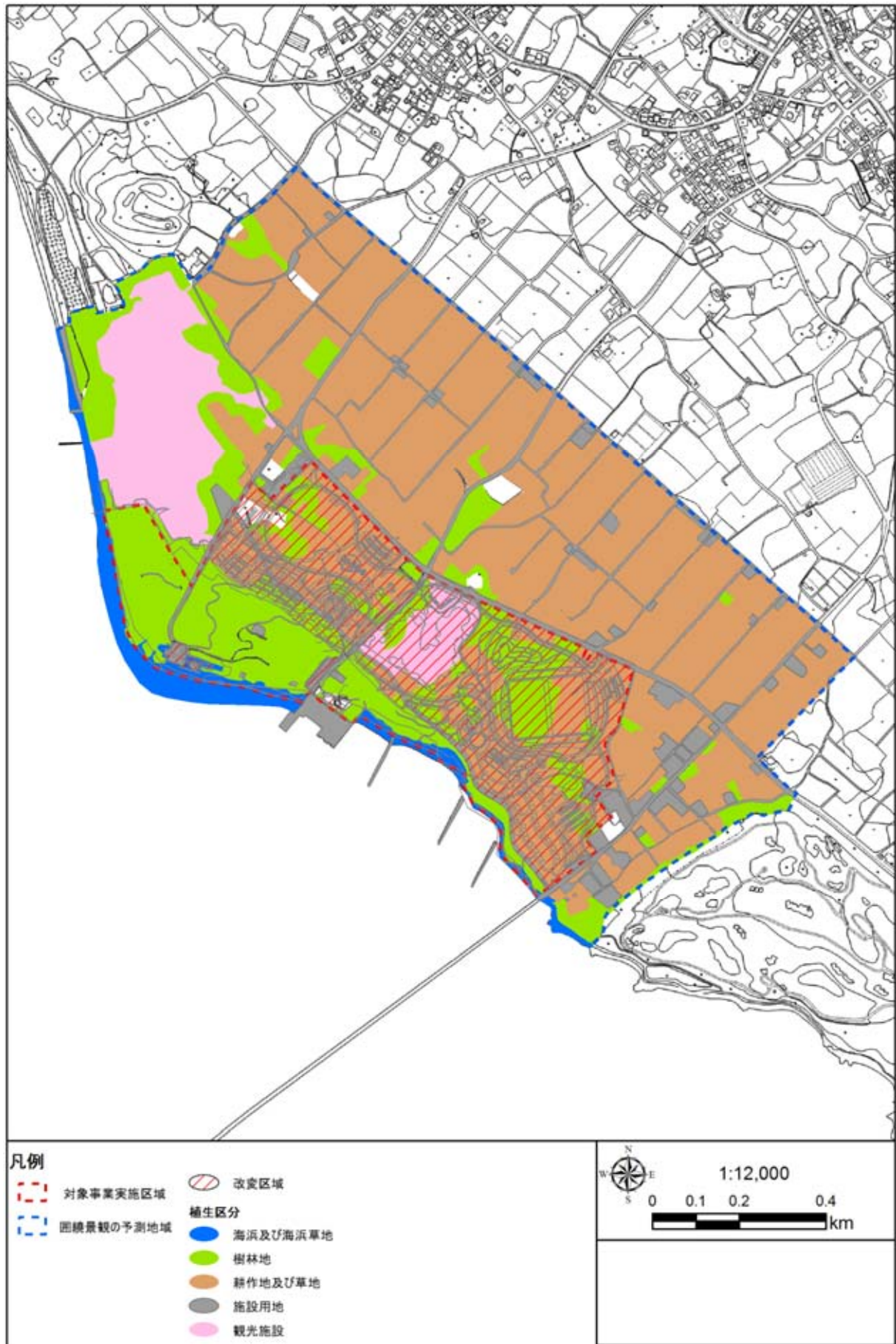


図 6.15.2-9 景観区と改変区域との重ね合わせ結果

② 围绕景观の価値の変化の程度

場の改変の程度の予測結果を踏まえ、設定した認識項目に着目し、価値の構成要素の変化について表 6.15.2-5 に整理した。その結果、価値認識については、事業の実施により変化する認識項目はない。

表 6.15.2-5 各景观区の価値認識の変化

景观区	普遍価値※1			固有価値※2	
	自然性	視認性	利用性	固有性	親近性
海浜及び海浜草地	◎→◎ 保全されるため自然性は維持される	◎→◎ 視認性は維持される。	◎→◎ 利用者数は維持される。	◎→◎ 固有な景观は維持される	◎→◎ 美しいビーチは地域の人々に親しまれている
樹林地	○→○ ほとんどが保全されるため自然性は維持される	◎→◎ 視認性は維持される。	△→△ 利用者数は維持される。	△→△ 宮古島では他でもみられる環境で維持される。	△→△ 利用状況は維持される
耕作地及び草地	△→△ 自然性に変化はない	◎→◎ 視認性は維持される。	△→△ 利用者数は維持される。	△→△ 宮古島では他でもみられる環境で維持される。	○→○ 日常的な環境は維持される
施設用地	△→△ 自然性に変化はない	◎→◎ 視認性は維持される。	◎→◎ 利用者数は維持される。	△→△ 宮古島では他でもみられる環境で維持される	△→△ 観光客による利用は維持される
観光施設	△→△ 自然性に変化はない	◎→◎ 視認性は維持される。	◎→◎ 利用者数は維持される。	○→○ 観光施設は維持される	△→△ 観光客による利用は維持される

※1 普遍価値：誰しもが普遍的に共有しているような価値軸。自然性（植生自然度、緑被率、水際線の形態等）、視認性（見られやすさ等）、利用性（利用者数、利用のしやすさ等）

※2 固有価値：特定の地域や主体に固有な価値軸。固有性（他にはない独特の要素の存在）、親近性（地域の人々に親しまれている要素の存在）

※3 有する価値について、◎：高い、○：中程度、△：低い

6.15.3 評価

(1) 施設等の存在及び供用

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

①環境保全措置の検討

予測結果より、眺望景観については、樹林地や海浜を保全する事業計画であることから、多くの眺望点では眺望景観の特性までは変化しないと予測される。圍繞景観については、一部が改変されるが、景観区では価値認識が変化する項目もないことから、影響の程度は極めて小さいと予測される。

以上のことから、施設等の存在及び供用による景観への影響の程度は極めて小さいと判断し、環境保全措置は講じないこととする。

②環境影響の回避又は低減の検討

調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設等の存在及び供用時における景観への影響の程度は極めて小さいと考えられる。

以上のことから、施設の存在及び供用に伴う景観への影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

2) 国・県又は関係する市町村が実施する環境の保全に関する施策との整合性

①環境保全の基準または目標

「沖縄県景観形成基本計画」(沖縄県、平成 23 年)では、宮古の自然海岸については、「亜熱帯地域の美しい自然海岸の風景の保全・回復等を図る。」とされ、公園等の拠点施設については、「沖縄らしさや亜熱帯海洋性の風土を感じさせる風景の創造等を図る。」とされている。また、「宮古島市景観計画」(宮古島市、平成 23 年)では、「海岸地域景観ゾーン」として景観形成が目指されている。よって、これらを環境の保全に係る目標とした。

②環境保全の基準または目標との整合性

予測の結果を踏まえると、眺望景観及び圍繞景観への影響を最小限にとどめるよう十分配慮されているものと考えられることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合が図られているものと評価した。